



ブリーフィング資料:台湾高等教育の質保証

BRIEFING ON TAIWAN: Quality Assurance in Higher Education

目次

I. 高等教育制度の概観	2
(1) 高等教育の所管官庁	2
(2) 学校教育制度と高等教育課程	2
(3) 高等教育機関の規模	3
II. 高等教育質保証制度の発展経緯	4
(1) 「大学法」の改正による大学評価の法的整備	4
(2) 大学評価活動の変遷(1970年代～2000年代の HEEACT 設立まで)	5
(3) 技術・職業系高等教育部門における評価の取組み	5
III. 高等教育質保証制度の概要	6
(1) 大学設置認可制度	6
(2) 台湾の大学評価制度の概観	6
(3) 台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)における大学評価	8
(4) 台湾評鑑協会(TWAEA)による機関別評価	17
(5) 大学評価結果の一覧サイト	18
(6) 高等教育の国際化の関連動向:新南向政策関連	18
台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)の概要	20
参考文献	21

本資料は、2018年に刊行した「ブリーフィング資料:台湾の高等教育の質保証」の統計データと質保証制度に関する情報を中心に更新しました。本資料の作成に当たっては、京都情報大学院大学黄文哲准教授よりご助言・ご協力を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。

2025年4月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)



I. 高等教育制度の概観

(1) 高等教育の所管官庁

台湾の高等教育は、台湾教育部(Ministry of Education)が所管しており、教育部の高等教育司(高等教育局)では大学と独立学院を、技術及職業教育司(技術・職業教育局)では科技大学、技術学院及び専科学校をそれぞれ担当している¹。

(2) 学校教育制度と高等教育課程

台湾の教育制度は、就学前教育、初等教育、中等教育(前期・後期)、高等教育で編成され、初等教育以後は、6-3-3-4制のシステムをとっている。義務教育は、初等教育である国民小学(小学校)の6年間と中等教育(前期)である国民中学(中学校)の3年間の9年間である。9年制の義務教育と3年制の中等教育(後期)を合わせた「十二年国民基本教育」が2014年8月より正式に実施され、中等教育(後期)にあたる、高級中等学校(高等学校)の学区の設定、段階的な無試験入学の拡大、一定条件下での学費免除などが導入されている。高級中等学校(高等学校)は、①一般的な教育を行う「普通型高級中等学校」、②専門の教育と実習を主体とする「技術型高級中等学校」、③学生が1年次に一般科目を履修し、2年次からそれぞれの適正、志望に合わせて、普通型コース、専門及び実習の科目を含む技術型コースを選択する「総合型高級中等学校」、④科学、スポーツ、芸術など特定の学科を中心とする課程を提供する「単科型高級中等学校」の4つのタイプに分類されている。なお、台湾の学年暦は2学期制となっており、授業期間は一般的に1学期が9月～1月、2学期が2月～6月である。

表 1: 学校教育制度

教育段階	標準修業年限	教育提供機関		
就学前教育	1～2年	幼稚園: 2～5歳		
初等教育 [義務教育]	6年	国民小学(小学校)		
中等教育: 前期 [義務教育]	3年	国民中学(中学校)		
中等教育: 後期	3年	高級中等学校(高等学校) ①普通型 ②技術型 ③総合型 ④単科型		5年制 専科学校 (高等専門学校)
高等教育 ² *各学校種が提供する教育課程(学位)の 種類と標準修業年限は表2参照		大学	科技大学	2年制 専科学校 (短期大学)
		独立学院 (大学)	技術学院 (大学)	
		科技大学・技術学院 2年制プログラム		
		大学、独立学院、科技大学、技術学院(大学院: 修士課程)		
大学、独立学院、科技大学、技術学院(大学院: 博士課程)				

※ ()内は日本における教育段階として相当するもの。(本表は、教育部「中華民國教育現況簡介」及び *Education in Taiwan 2024-2025* に基づき大学改革支援・学位授与機構にて作成)

¹ 台湾では、大学と独立学院を「学術系高等教育機関(原語: 一般大学)」、科技大学、技術学院及び専科学校を「技術・職業系高等教育機関(原語: 技專校院)」と区分している。独立学院は、特定の分野の高等教育を提供するもので、日本の単科大学に類似する。2025年3月時点では中信金融管理学院、馬偕医学院、法鼓文理学院の3校のみ。

通常、普通型高級中等学校と総合型高級中等学校の普通型コースから「学術系高等教育機関」へ進学し、技術型高級中等学校や、総合型高級中等学校の技術型コースからは、「技術・職業系高等教育機関」に進学するという複線型の教育体系となっている。

² 高等教育段階には、法令上、大学・独立学院・科技大学・技術学院に学士、修士、博士課程があり、科技大学・技術学院には副学士課程もある。専科学校は副学士課程のみであるが、修了後、科技大学・技術学院の2年制学士プログラムへ進学する道や2～3年の実務経験等を経た後、修士課程へ進学する道がある。

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

高等教育課程において授与される学位は、学位授与法(Degree Conferral Act)第3条によると副学士(Associate Degree)・学士・修士(碩士)・博士の4つに分類される(表2)。副学士の学位は専科学校と一部の科技大学、技術学院によって授与され、学士・修士・博士の学位は、法令上専科学校を除く高等教育機関によって授与されるが、現在博士課程があるのは大学及び科技大学のみとなっている³。

高等教育における各教育段階の修業年限については、大学法第26条及び専科学校法第33条に規定されている。学士課程は通常4年であるが、学部や課程によっては1年から2年延長したり、6か月から2年のインターンシップを付加している。また専攻によっても修業年限は異なる(例:法律4～5年、建築4～5年、獣医学5年、歯学6年、医学6年)。修士課程は1～4年、博士課程は2～7年となっている。職業教育を行う専科学校は、国民中学卒業生を入学対象とする5年制と、高級中等学校卒業生を入学対象とする2年制に分類される。なお、科技大学・技術学院の中には、副学士を取得できる機関や専科学校において副学士を取得した学生を入学対象とし、2年制の課程により学士を取得できる機関もある。

表2:高等教育における教育段階別標準修業年限

教育段階	標準修業年限	教育提供機関
<学術系教育体系>		
学士	4年	大学、独立学院
修士(碩士)	1～4年	大学、独立学院
博士	2～7年	大学、独立学院
<技術・職業系教育体系>		
副学士(二專)	2年	2年制専科学校
副学士(五專)	5年	5年制専科学校
学士(二技)	2年	科技大学、技術学院
学士(四技)	4年	科技大学、技術学院
修士	1～4年	科技大学、技術学院
博士	2～7年	科技大学、技術学院

(作成:大学改革支援・学位授与機構)

- * 二專・五專は2年制、5年制専科学校。標準的な修業年限のほか、特殊な学科においては、必要に応じて教育部の認可を得て、修業年限は増減される。
- * 二技・四技は2年制・4年制の科技大学または技術学院を示す。
- * 科技大学、技術学院には専科学校が併設され、副学士を取得できる機関もある。
- * 大学法では修業年限の規定はなく、標準的な修業年限のほか、各教育機関や分野ごとに必要に応じて修業年限を定めている。

(3)高等教育機関の規模

台湾の高等教育機関数は140校であり、約107万人の学生が学んでいる。そのうち、私立の高等教育機関の割合は全体の66.4%、私立の高等教育機関で学ぶ学生の割合は全体の57.2%である。

³ 各高等教育機関の提供する教育課程のカリキュラム内容、履修単位数は高等教育機関が自ら定める。授与する学位のレベル・名称、修業年限も各高等教育機関が定め、教育部が認可することとなっている。

表3:高等教育機関数と学生数(2024年度)

	高等教育機関数			学生数		
	国・公立	私立	計	国・公立	私立	計
大学	44	76	120	448,041	540,406	988,447
大学	32	31	63			
科技大学	12	45	57			
学院	1	7	8	449	11,023	11,472
独立学院	0	3	3			
技術学院	1	4	5			
専科学校	2	10	12	11,006	63,440	74,446
計	47	93	140	459,496	614,869	1,074,365

※ 軍・警察、宗教関係の教育機関と空中大学(オープン・ユニバーシティ)は含まない。中華民国統計资讯网及び114年度大專校院一覧表のデータに基づき大学改革支援・学位授与機構が作成。

II. 高等教育質保証制度の発展経緯

(1)「大学法」の改正による大学評価の法的整備

台湾における大学評価制度の法的根拠は、1948年に制定された「大学法」に求めることができる。1994年に改正された大学法では、大学評価の実施における台湾教育部の責任を明確にするとともに、大学評価業務の法的根拠が与えられた。折しも、1994年は、大学法の改正により、それまでの政府管理から大学の自主管理という大きな政策転換が生じた時期である。学問の自由と大学の自治という基本原則が確立した。また一方で、「各大学の発展すべき方向性と重点策は、国家の需要と自らの特色に基づき各機関が自ら定め、教育部の審査を経て実施し、教育部がこれを評価する」(大学法第4条第3項)と規定された。これにより大学評価は教育部の権限と責任において実施することが法的に位置付けられることとなった。

さらに大学法は、2005年の改正により、大学の自己評価と第三者評価に関する条項が新たに規定された。同法第5条で、「すべての大学は、教育、研究、各種支援・助言、管理運営、学務等に関して自己評価を定期的に行う。また、大学の発展を推進するため、教育部は、評価の定期的な実施と評価結果の公表を担う評価団体を組織する。当該結果は、政府における教育予算及び大学の改革・発展のための予算の配分時の参考として活用する」旨が謳われた。同法の改正は、大学評価に関する教育部の責任と新たな大学評価機関として2005年に設立された台湾高等教育評鑑中心基金会(Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan:HEEACT)の設立目的を明文化するものとなった。

2015年には、大学自らを自己改善に導くという大学評価制度の本来の精神に立ち返えることを目的として、大学法が改正された。同法第5条の「当該結果は、政府における教育予算及び大学の改革・発展のための予算の配分時の参考として活用する」の文言が削除され、「当該結果は、学校の改善・発展の参考として活用する」の文言が加えられた。また「多様性、専門性を備えた評価を行う」という文言が新たに付け加えられた⁴。

⁴ 2015年以降は、大学評価に直接関係する大学法の改正は見られない。なお、2019年の改正では、一部の学生(被災地の学生、政府派遣による海外勤務者の帰国子女、国際学科への入学希望者、スポーツに秀でた者、退役軍人、外国人留学生等)については募集人数と募集方法の制限を設けないことが第25条に追加された。

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

(2) 大学評価活動の変遷(1970年代～2000年代の HEEACT 設立まで)

台湾における大学評価の沿革は、1994年の大学法改正以前に遡る。1975年、台湾教育部による初の大学評価活動として、数学・物理・化学・医学・歯学分野の評価を実施した。また、1991年から2年間は、専門機関による大学評価の試行的研究を実施し、その結果、教育部は専門学術団体に関係学問分野の評価を委託した。

1994年の大学法改正以降では、1997年に教育部が初めて大学総合評価を実施し、その評価の結果は、各校の自己改善の参考とされた。また、2001年から2002年にかけて教育部が策定した自己評価ガイドラインに沿って、自己評価が行われた(54校対象)。この自己評価活動は、政府の財政支援と関連付けられたことで、大学において自己評価の制度化が促進されることとなった。2004年から2005年にかけては、教育部の委託を受けた台湾評鑑協会(Taiwan Assessment and Evaluation Association: TWAEA)によって、機関別評価(アクレディテーション)(第1回大学校務総合評価)が実施された(76校対象)。この評価は、大学における自己評価システムの確立と周期的な評価制度の推進を目指し、大学全体と各専門分野の両方に焦点がおかれ、その評価結果は教育政策の参考とされた。この評価では、専門分野を9分野に分類したこと、新たに外国の評価委員を加えたこと、評価項目に「国際化の状況」を新たに加えたこと、教職員・学生に対するアンケート調査と訪問調査時に教育活動観察を採用したことが特色としてあげられる。

1990年代後半から2000年代前半の台湾では、機関数、学生数がともに増加し、高等教育の大衆化が進展した時期である。同時に、高等教育の質の維持のため、有効な質保証システムの構築が急務となっていた。

大学評価を専門的に行う機関の創設のための議論は、2002年に教育部が開催した「大学評価機関創設セミナー」に始まる。同セミナーでは、大学評価の企画・実施を担う独立した政府系機関の創設について、多くの参加者から賛同が得られた。その後、大学による委託研究や、政府と大学間での議論を経て、2005年に大学法が改正され、5年周期の大学評価を実施する機関として、同年12月に HEEACT が創設された。

(3) 技術・職業系高等教育部門における評価の取組み

技術・職業系高等教育における評価は、1975年に教育部が開始した、専科学校に対する専門分野別の評価に遡る。当時の台湾の職業高等教育では、主として専科学校が教育の提供主体となっており、1990年代にかけて、専門的人材を多数輩出するようになると、職業高等教育は、台湾の経済発展を実現する重要な担い手として位置付けられることとなった。

こうした中、1995年に、専科学校から技術学院、技術学院から科技大学への昇格制度が法的に整備され、1997年に初めて、5つの技術学院が科技大学へ昇格することが教育部に認められた。これを皮切りに、教育部は、技術学院・科技大学への昇格を積極的に認め⁵、高等教育段階における学術系高等教育とは別の学びの道が整備されることとなった。

一方で、新たに昇格した科技大学の教育の質を確保していくため、教育部は、2003年に設立された評価専門機関である TWAEA に評価業務を委託した。TWAEA は、2004～2005年に大学を対象とした機関別評価(Ⅱ.(2)参照)を実施したが、2005年に HEEACT が設立されてからは、主として技術・職業系高等教育機関(科技大学・技術学院・専科学校)に対する評価を担っている。

⁵ 昇格制度が法的に整備された直後の1996年と2016年の学校数を比較すると、科技大学は0校から59校、技術学院は10校から15校に増加し、専科学校は70校から13校に減少した。その後、少子化の影響で機関数は減少し、2024年時点で科技大学57校、技術学院5校、専科学校12校となっている。

Ⅲ. 高等教育質保証制度の概要

(1) 大学設置認可制度

台湾における大学(大学・独立学院・科技大学・技術学院)⁶の設置については、大学法の第4条に規定されている。国立大学及び私立大学の設立、変更、又は運営停止については、台湾教育部が教育政策に基づき、実際の状況を審査した上で決定又は調整を行うものとされている。また、直轄市立・県(市)立の大学の設立、変更、又は運営停止に関しては、各レベルの政府が所定の手順に基づき、教育部に報告を行って決定又は調整がなされる。私立大学は、私立学校法の規定にも従う必要がある。

(2) 台湾の大学評価制度の概観

全ての高等教育機関は、大学法、私立学校法及び専科学校法によって自己評価と第三者評価が義務付けられており(Ⅱ.(1)参照)、学術系高等教育機関(大学・独立学院)は HEEACT が、技術・職業系高等教育機関(科技大学・技術学院・専科学校)は TWAEA がそれぞれプログラム評価及び機関別評価を実施してきた。

また、「大学評価方法(原語:大學評鑑辦法)」⁷の第5条には「大学が自己評価制度を整備し、そのメカニズムと結果が教育部の認定を受けた場合、又は教育部が認可した国内外の評価機関の認定を受けた場合は、第三者評価の受審が免除される」と規定されており、プログラム評価ではこれを根拠とした試験的な自己認定(原語:自我評鑑)制度が導入された。2010年に科技大学・技術学院を対象とした「科技大学の自己評価メカニズム及び結果審査の試験的实施原則(原語:教育部試辦認定科技校院自我評鑑機制及結果審査作業原則)」、2012年に大学・独立学院を対象とした「大学の自己評価メカニズム及び結果審査の試験的实施原則(原語:教育部試辦認定大學校院自我評鑑機制及結果審査作業原則)」が発表され、大学・独立学院30校及び科技大学・技術学院23校の自己評価結果が教育部に認定された。

2017年には義務としてのプログラム評価が廃止されて任意受審となったが、プログラム評価を行わなかった場合、機関別評価の受審時に評価機関からその理由を求められるといった状況もあり、2018年以降は、大学が評価機関に委託してプログラム評価を受審する形式、又は大学が自身のプログラムを自ら評価する形式等で行われている。前者の場合、大学は HEEACT、TWAEA、その他医療系や工学系等の分野特化型のプログラム評価機関の中から委託先を選択する。後者は、自己認定制度を前身とするもので、大学が自ら策定した評価メカニズムと評価の実施結果を HEEACT が認定する形で行われている(Ⅲ.(3)プログラム評価(c)参照)。

■ 大学評価を実施する機関

HEEACT は、大学法により定められた大学評価を実施する機関として、教育部主導の下、台湾の全大学の協賛を得て2005年に設立された機関である(巻末の別添参照)。

また、台湾には評価を専門に行う機関がある。このような評価機関については、教育部の実施原則⁸を

⁶ 大学法でいう「大学」とは、大学法により設置された学士以上の学位を授与する高等教育機関(第2条)と定義される。よって、ここでは、大学・独立学院・科技大学・技術学院を指す。

⁷ 本規程は大学(大学・独立学院・科技大学・技術学院)を対象としている。一方、専科学校の評価方法(教育部辦理專科學校評鑑實施辦法)では、プログラム評価について言及されていない。

⁸ 教育部(2013)「教育部認可國內外專業評鑑機構審查作業原則」
<https://edu.law.moe.gov.tw/LawContent.aspx?id=FL051302#lawmenu>

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

基にHEEACTが策定した実施規程⁹に沿って組織される認可委員会が認可する。認可委員会は当該機関が明確な評価メカニズムを有し、過去3年間に高等教育機関の評価実施の実績を持つなどの基本的条件を満たしているか否かを書面で審査する。実績が不足していると判断される台湾の機関については、訪問調査も行われる。海外の機関については、当該機関が所在国政府等の認証を受けていることや当該専門分野の評価機関として国際的な評判を有しているかどうかも要件とされる。海外の機関の認可申請は、台湾の大学に委託して行うこととなっている。認可の有効期間は、台湾の機関、海外の機関を問わず最長5年となっている。

「Taiwan Quality Institution Directory (TQID)」ウェブサイト¹⁰には認可を受けている評価機関一覧があり、台湾の機関は4機関が掲載されている(最終更新日:2024年12月24日)^{11 12}(表4)。

表4:認可を受けている評価機関(TQID 一覧掲載順)

<p>TWAEA (Taiwan Assessment and Evaluation Association:台湾評鑑協会)</p> <p>評価に関する知識・手法の開発・促進及び公正な評価事業の実施を目的として、学術・経済界の有力者の発意により2003年に設立された非営利団体。技術・職業系高等教育機関に対する評価のほか、教育分野以外の評価活動にも携っており、宿泊施設(ホテル)の格付け評価(台湾観光局の委託)や老人福祉施設、産後ケアセンターの評価を実施。</p>
<p>IEET (The Institute of Engineering Education Taiwan:中華工程教育学会)</p> <p>2003年設立の工学・技術系教育プログラムの評価機関。学士・修士・博士の課程を有する大学が提供する工学教育、情報専門教育、技術教育及び建築学教育プログラムの評価を実施。評価サイクルは6年。また、教育プログラムの実質的同等性を相互承認するための国際協定として、工学教育ではワシントンアコードに、情報専門教育ではソウルアコードに加盟。</p>
<p>CMA (Chinese Management Association:中華民国管理科学学会)</p> <p>商学分野の学術・技術的発展のため、台湾の学術・企業関係者により1973年に設立。2007年に華文商管学院認定(Accreditation of Chinese Collegiate School of Business:ACCSB)を創設し、台湾の大学に所属するビジネススクールの認定を実施。中国語で授業を行っている海外のビジネススクールの認定も実施。</p>
<p>TMAC (Taiwan Medical Accreditation Council:台湾医学院評鑑委員会)</p> <p>2000年に設立され、2005年にHEEACTの傘下に移った¹³、医学教育分野の専門評価団体。台湾の医学プログラムの特色化を図るとともに教育や管理運営の質の向上を目的として6年サイクルの評価を実施。評価対象は16の医学部(国立6校・私立9校、軍事学校1校)。2002年には、米国の海外医学教育認定委員会(National Committee on Foreign Medical Evaluation and Accreditation:NCFMEA)より、TMACの評価と</p>

⁹ HEEACT. (2019). *Implementing Regulations Governing the Recognition of Domestic and Overseas Quality Assurance Agencies*.

<https://www.heeact.edu.tw/media/21022/implementing-regulations-governing-the-recognition-of-quality-assurance-agencies.pdf>

¹⁰ <https://tqid.heeact.edu.tw/InfoQuery.aspx?InfoType=8>

¹¹ なお、同一覧には海外の機関として公衆衛生教育審議会(Council on Education for Public Health:CEPH)の1機関が掲載されているが、CEPHの認定機関は2021年までとなっている。CEPHは1974年に設立された米国の機関で、公衆衛生分野のプログラム評価機関として米国連邦教育省の認定を受けている。

¹² HEEACTの認定を受けていない評価機関による評価の例として、米国ビジネススクール協会(The Association to Advance Collegiate Schools of Business:AACSB)がある。経営・会計分野の学士・修士・博士プログラムの評価を実施する国際的な団体であり、同協会のウェブサイトによると台湾の大学30校が認定を受けている。

<https://www.aacsb.edu/accredited?searchTerm=taiwan>(2025年3月31日最終アクセス)

¹³ HEEACTの傘下に置かれた専門評価団体としては、台湾護理教育評鑑委員会(Taiwan Nursing Accreditation Council:TNAC)があった。2006年に設立された看護学分野の専門評価団体で、公私立の大学、看護学院、2年制専科学校のすべての看護系プログラムに対する評価を6年サイクルで実施していたが、質保証体制が確立できたとして、2014年に評価活動を終了した。

米国のメディカルスクールの評価が比較可能である(Comparable)との認定を得ており、2009年と2017年に認定が更新されている。また、2019年には世界医学教育連盟(World Federation for Medical Education:WFME)の認定も受けている。

(3)台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)における大学評価

HEEACT は教育部主導の下で2005年に第三者評価機関として設立され、2006年からプログラム評価(Program Accreditation)、2011年から機関別評価(Institutional Accreditation)を実施している。いずれの評価も、各大学・独立学院(以下、本節では「大学」という。)の運営の成果と特色を明らかにし、自己改善を促すことが強調されている。

プログラム評価の第1期(2006~2010年)では、学生に対する良好な学習環境の提供を確保していくことを目的に実施された。第2期(2012~2016年)では、各大学が構築した学習成果の評価の仕組みに基づいて、プログラムが教育目標と学生が身につけるべきコア能力を定め、実際に学習成果を確保しているかが評価の着眼点となった。2017年にプログラム評価は任意受審となり、大学が評価機関に委託して受審する「委託プログラム評価」と、一定の条件を満たす大学が自ら評価メカニズムを策定して評価を実施し、HEEACT の認定を得る「自己認定プログラム評価」の形式で行われている。

機関別評価の1回目は、第1期プログラム評価が終了した翌年(2011年)に実施され、教育の質の改善と確保を目的とし、大学の使命・目的に合った運営を行っているかを確認し、大学の位置付け、強みと弱みの把握、特色の強化、質の改善のための自己評価メカニズムの構築を促した。第2期(2017~2018年)では、第1期と同じ趣旨の下、大学が内部質保証の方法を継続的に改善し、効果的な運営と社会的責任の遂行を行っているかを確認した。第3期(2023~2025年)では、これまでの質保証の取組及び政府が推進する高等教育政策を踏まえ、競争の激しい高等教育環境において、大学が効果的な運営と継続的な改善を行えるよう、運営の有効性及びリスクへの対応策を確認することを主眼としている。

■プログラム評価

(a)第1期プログラム評価(原語:第一週期系所評鑑)(2006~2010年)

第1期において HEEACT は、学生に対する良好な学習環境の提供を確保していくことを目的として、2006~2010年の5年間で大学のすべてのプログラム(学科・研究科単位)を対象に評価を実施した。実施件数は、79の大学及び軍事学校、警察学校における1,907プログラムであった。

●評価基準

評価は、5つの評価基準(表5)に基づいて実施され、当該プログラムが自身のミッション・目的を充足し、学生に対して良好な学習環境を整備しているかどうかを確認された。

表5:第1期プログラム評価基準

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 目的、特長、自己改善の仕組み | 4. 研究業績 |
| 2. カリキュラム開発及び教育の提供 | 5. 卒業生の状況 |
| 3. 学生の学修及び学務 | |

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

●評価プロセス及び結果

教育・学習の質の状況を把握するため、プログラム評価では自己評価と訪問調査の手順が用いられる。2日間の訪問調査では、訪問調査チームは訪問調査報告書(案)と認定結果に関する意見をまとめる。訪問調査終了後、訪問調査報告書(案)が受審大学に提示され、事実誤認等があった場合には受審大学から意見の申立てを行う。プログラム評価の初期審査グループによる審議・評価結果案の決議を経て、評価委員会が認定結果の確定を行う。

評価結果は、「認定(原語:通過)」、「要観察(待観察)」、「不認定(未通過)」の3種類で示され、認定の有効期間は5年である。「認定」の判定を受けたプログラムは、評価結果報告書で提示された改善提案に応じた具体的な改善措置とその成果を教育部に提出し、審査を受ける必要がある。また、「要観察」又は「不認定」の判定を受けたプログラムは、自己改善計画・成果報告書又は自己評価報告書を提出し、前者はフォローアップ評価、後者は再評価を受ける。

(b)第2期プログラム評価(原語:第二週期系所評鑑)(2012~2016年)

第1期のプログラム評価と2011年に実施された機関別評価の経緯と結果を踏まえ、第2期のプログラム評価は、各大学が構築した学習成果の評価の仕組みに基づく「学生の学習成果の確保」により重点を置き、プログラムにおける教育の水準を評価・認定することにより、各プログラムの継続的な質の改善と個性の伸長に資することを目的として実施された。

評価対象は、学術系高等教育機関、警察学校、軍事学校、空中大学(オープン・ユニバーシティ)のプログラムである。実施期間は2012年から2016年までの5年間で、教養教育に関する成果把握のための評価も同時に行われた。受審時期については、「同じ属性の大学を同一年に評価する」原則に従い、HEEACTが大学単位で指定するとともに、当該大学内で受審対象となる全てのプログラムを同一年に評価する方式をとった。

●評価の原則

「学生の学習成果の確保」に軸足を置いた評価の実施のため、次の事項が評価の原則として掲げられている。

- ・ 学生本位の評価 : 近年の国際的な大学評価の潮流を踏まえて、第2期の評価では、プログラムが学生の学習成果を評価する仕組みを構築し、確実に運用させることに重点を置く。
- ・ 公正性の確保 : 受審プログラムに対して、評価のプロセスや指標、結果に関する情報を明確に知らせるとともに、公正な態度で評価作業に臨む。また、全ての受審プログラムにおいて、学生の学習成果を評価する仕組みの構築・運用状況を統一的に評価する。
- ・ 受審単位の柔軟性 : 受審プログラム(学科、研究科)は、49の専門分野のいずれかに帰属させる。各プログラムは、設立の趣旨と教育目標に基づき、帰属する分野を選択することができる。原則、各プログラムは個別に受審するが、同一分野に帰属する学科・研究科はまとめて受審できるなど、受審単位の柔軟性を持たせることとした。

●評価基準

評価基準は5つで構成され(表6)、各基準には基本的な指標が設定されている。なお、2012年からの第2期開始時点は5基準・38指標であったが、2014年より5基準・13指標の改訂基準が用いられた。

表6:第2期プログラム評価基準(2014年改訂)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 目標、基礎能力、カリキュラム | 4. 研究、社会奉仕及びその支援体制 |
| 2. 教員、教育及びその支援体制 | 5. 自己分析、改善、発展 |
| 3. 学生、学習及びその支援体制 | |

さらに、各プログラムの特色の伸長に資するため、次の事項から1つ以上を選択し、当該プログラムの特色を示して評価を受けることとされている。

- ・ 各指標にかかる特色を提示する。
- ・ 設定された指標以外に、独自の指標を設けてその特色を提示する。
- ・ 設定された基準以外に、独自の基準と指標を追加し、その特色を提示する。

●評価プロセス及び結果

評価プロセスでは、受審プログラムによる自己評価の後、4～6名の評価者による2日間の訪問調査が行われる。自己評価書及び訪問調査の内容を受けて、訪問調査チームは評価結果(案)をまとめる。プログラム評価の初期審査グループによる審議・評価結果案の決議を経て、最終的に評価委員会が評価結果の確定を行う。

評価結果は、「認定(原語:通過)」、「条件付き認定(有条件通過)」、「不認定(未通過)」の3種類で示され、認定の有効期間は6年である。評価結果及び報告書は HEEACT のウェブサイトで公表される。いずれのプログラムも1年後に自己改善計画と実施成果報告書を HEEACT に提出する。その上で、「条件付き認定」の判定を受けたプログラムについてはフォローアップ評価を、「不認定」の判定を受けたプログラムについては再評価を受ける。

(c)受審任意化後の HEEACT によるプログラム評価(2018年～)

2017年にプログラム評価の受審が任意化され、2018年以降は、大学が評価機関に委託して受審する「委託プログラム評価」と、大学が自身のプログラムを自ら評価する「自己認定プログラム評価」の形式で行われている。どちらの評価も、2018～2023年が第1サイクル、2024～2029年が第2サイクルと設定されている。

<委託プログラム評価>

委託プログラム評価では、従来のプログラム評価と同様、HEEACT が定めたプログラム評価基準に基づいて、HEEACT が評価を行う。受審プログラムによる自己評価の後、評価者による1日間の訪問調査が行われる。自己評価書及び訪問調査の内容を受けて、訪問調査チームは評価結果(案)をまとめ、最終的に評価委員会が評価結果の確定を行う。認定期間は6年又は3年であり、3年の場合は結果判定から2年半経過した際に書類審査と訪問調査を経て認定期間が延長されることがある。

●評価基準

第1サイクルでは「学習本位と質保証文化の形成」を、第2サイクルでは「内部質保証の定着と持続的発展能力の強化」をそれぞれ理念とし、評価基準はいずれのサイクルも3つの基準と12のコア指標で構成されている(表7)。第2サイクルでは、基準2「教員と教育」の下に、教員の学術・専門、学習指導サービスの

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

開発・支援体制(2-3.)とその業績に関する指標(2-4.)が置かれており、教員による学生への学習指導等のサポートが重視されていることがうかがえる。

表7:HEEACT の委託プログラム評価基準

基準	コア指標	
	第1サイクル(2018～2023年)	第2サイクル(2024～2029年)
1. プログラムの発展・経営・改善	1-1. プログラムの目標、特色、発展計画 1-2. プログラムのカリキュラム計画、開設 1-3. プログラムの運営、事務的支援 1-4. プログラムの自己分析と持続的改善	1-1. プログラムの目標、特色、発展 1-2. プログラムのカリキュラム計画、開設、評価 1-3. プログラムの運営、事務的支援、成果 1-4. プログラムの自己評価と持続的改善
2. 教員と教育	2-1. 教員の採用・構成と教育目標・カリキュラム・学生の学習需要との関係 2-2. 教員の専門分野の教育能力開発とその支援体制 2-3. 教員の学術的キャリア開発とその支援体制 2-4. 教員の教育・学術・専門的業績の成果	2-1. 教員の採用・構成・専門分野と教育目標・カリキュラム・学生の学習との関係 2-2. 教員の専門分野の教育能力開発とその支援体制 2-3. 教員の学術・専門、学習指導サービス開発とその支援体制 2-4. 教員の教育、学術・専門、学習指導サービスの業績
3. 学生と学習	3-1. 学生の入学と在籍管理 3-2. 学生の授業学習とその支援体制 3-3. 学生の他の学習とその支援体制 3-4. 学生(卒業生含む)の学習成果とフィードバック	3-1. 学生の入学と在籍管理 3-2. 学生の授業学習とその支援体制 3-3. 学生の他の学習とその支援体制 3-4. 学生の学習成果とフィードバック

<自己認定プログラム評価>

自己認定プログラム評価では、はじめに大学は評価基準を含めた「評価メカニズム実施計画書」を策定し、HEEACT の審査・認定を受けなければならない。その後大学は評価を実施の上、評価結果を決定し、「評価結果報告書」を作成した後、同報告書について HEEACT の審査・認定を受ける必要がある。なお、自己認定プログラム評価を実施できる大学は、過去に教育部や HEEACT による自己認定プログラム評価で認定を受けたことがあるなどの一定の条件が設けられている。認定期間は6年又は3年であり、3年の場合は、フォローアップ評価を実施してその結果が認定されると認定期間が延長される。

●審査項目

第1サイクルでは、各大学の特色やニーズに応じたプログラムの質保証の主体的実施を主眼としたが、第2サイクルでは、評価結果確定後の管理とフォローアップメカニズムの構築、評価項目と評価指標及び検査の重点の簡潔・明確化、大学側の資料準備と評価委員の審査の効率性の向上を重視している。

【評価メカニズム実施計画】

評価メカニズム実施計画の審査項目と指標数は、第1サイクルが8項目・18指標、第2サイクルは指標が全体で1つ減り8項目・17指標である(表8)。また内容面について、第2サイクルでは審査項目8に評価作

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

業のレビューとフィードバック体制が含まれたことが特徴的と言える。同項目では、最上位の評価結果に達しなかった項目について、学内にフィードバック体制を整えた上でフォローアップメカニズムを確立し、継続的に改善する体制を構築することとしている。

表8: 自己認定プログラム評価における評価メカニズム実施計画の認定審査項目

第1サイクル(2018～2023年)		第2サイクル(2024～2029年)	
	指標数		指標数
1. 評価関連規程	3	1. 評価関連規程	2
2. 評価指導委員会の組織と運営	1	2. 評価指導委員会の組織と運営	1
3. 訪問視察委員の選出と研修	2	3. 訪問調査委員の選出と研修	1
4. 評価基準と指標	2	4. 評価基準と指標	2
5. 評価プロセス	4	5. 評価プロセス	4
6. 評価サポート体制	2	6. 評価サポート体制	2
7. 評価結果の公表と運用	3	7. 評価結果の扱いと改善	4
8. 評価の改善メカニズム	1	8. 評価作業のレビューとフィードバック体制	1

【評価結果報告書】

評価結果報告書の審査項目と指標数は、第1サイクルが機関レベル6項目・17指標、プログラムレベル6項目・12指標であるのに対し、第2サイクルでは機関レベル6項目・13指標、プログラムレベル5項目・7指標であり(表9)、評価メカニズム実施計画の審査項目と同様に、項目・指標数が全体的に削減されている。

また第2サイクルでは、評価結果の審査段階において、大学レベルで自己認定プログラム評価の全体の意見を統一的に聴取・レビューを行うことによって、自己認定作業を効率的に取り組むよう示されている(【機関レベル】項目6)。

表9: 自己認定プログラム評価における評価結果報告書の認定審査項目

第1サイクル(2018～2023年)		第2サイクル(2024～2029年)	
	指標数		指標数
【機関レベル】(評価の体制・プロセス等)		【機関レベル】(評価の体制・プロセス等)	
1. 評価関連規程と会議議事録の整備状況	3	1. 評価関連規程と会議議事録の整備状況	3
2. 評価指導委員会委員と訪問視察委員の選出状況	3	2. 評価関連委員会委員と訪問調査委員の選出状況	2
3. 評価作業の実施状況	3	3. 評価プロセスの実施状況	3
4. 評価結果の提示と公表	2	4. 評価結果の提示と公表	2
5. 評価結果の扱い、改善、運用	4	5. 評価結果の扱い、改善、運用	2
6. 評価のレビュー	2	6. 評価作業のレビューとフィードバック	1
【プログラムレベル】		【プログラムレベル】	
1. 評価関連規程と会議議事録の整備状況	3	1. 評価関連規程と会議議事録の整備状況	2
2. 訪問視察委員の選出状況	2	2. 訪問調査委員の選出状況	1
3. 評価作業の実施状況	3	3. 評価作業の実施状況	2
4. 評価結果の提示と公表	2	4. 評価結果の提示	1
5. 評価結果の扱い、改善、運用	1	5. 評価結果に基づく改善と管理状況	1
6. 評価レビュー	1		

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

■機関別評価

(a) 機関別評価(原語:校務評鑑)(2011年)

HEEACT は、第1期のプログラム評価が完了した翌年の2011年に、81の大学に対して機関別評価を実施した。各大学が機関として掲げる使命・目的を踏まえて、大学の運営状況を確認するとともに、強みや弱み、特徴を明らかにし、質の改善のための自己評価メカニズムを構築することを促すことが目的された。

●評価基準

評価基準の策定にあたっては、大学において全体的な質管理サイクルを促進する趣旨から、PDCA モデルの概念が取り入れられ、PDCA に対応して5つの基準と48の観点が設定された(表10)。

表10:2011年実施の機関別評価基準

基準	①PDCA モデルとの対応、②観点数、③主な観点の内容
1. 機関の自己認識	①Plan と関係 ②6観 ③大学自らの長所や短所を分析し自己認識を定義する手法は何か。 大学が定める学生が身につけるべき資質・能力は何か。 教員・学生が大学の発展計画等をどの程度理解・共感しているか。
2. 機関の管理運営	①Do と関係 ②12 観点 ③大学の管理部門や委員会ほどの程度機能しているか。 学生は大学のガバナンスにどの程度参画しているか。 大学の国際化をどのように進めているか。
3. 教育・学習資源	①Do と関係 ②15 観点 ③大学が教員の学術的業績を評価する仕組みはどのようなものか。 カリキュラムを設計するための仕組みがどのように運用されているか。 学生に対する学習・生活面の支援がどのように提供されているか。
4. 説明責任及び社会的責任	①Check と関係 ②12 観点 ③学生の入学選考基準は何か。 大学はどのようにして学習に関する評価を行うのか。 大学は評判の高い教育機関となるようどのように自らを築きあげるか。
5. 持続的改善及び質保証の仕組み	①Act と関係 ②3観点 ③大学の自己評価の仕組みはどのようなものか。 大学はどのように全ての関係者からフィードバックを集めているか。 大学の持続的改善のための質保証の仕組みはどのようなものか。

●評価プロセス及び結果

評価のプロセスは、大学による自己評価に始まり、訪問調査を経て、評価結果が決定される。訪問調査チームは2日間の日程で訪問調査実施する。その後、訪問調査報告書(原案)を作成し、大学への意見照会の後、評価委員会に提出される。最終的に、評価結果は評価委員会によって決定され、HEEACT 理事会の承認を得て、教育部に提出される。

評価結果は、「認定(原語:通過)」、「条件付き認定(有条件通過)」、「不認定(未通過)」の3種類があり、認定の有効期間は5年となっている。評価終了後、各大学には1年間の改善期間が与えられ、各判定に応じた措置に対応することとなる(表11)。なお、評価結果とその報告書は HEEACT のウェブサイトで公表される。

表11: 2011年実施の機関別評価における評価結果に応じたフォローアップ

評価結果	フォローアップの内容
「認定」	各大学は自己評価報告書及び行動計画書を HEEACT に提出。
「条件付き認定」	各大学は自己評価報告書及び行動計画書を HEEACT に提出し、「フォローアップ評価」を受ける。これは、評価結果において指摘された問題点のみを対象とするもので、評価の結果、「認定」が与えられた場合は、5年サイクルの残存期間が認定有効期間となる。
「不認定」	各大学は自己改善計画書及び行動計画書を HEEACT に提出し、「再評価」を受ける。再評価は評価基準に基づき自己評価報告書を再提出の上、評価を再受審し、「認定」が与えられた場合は、5年サイクルの残存期間が認定有効期間となる。

(b) 第2期機関別評価(原語: 第二週期校務評鑑)(2017~2018年)

第2期の機関別評価は、2017年から2018年の2年間で85大学を対象に実施された。1年目は2011年の機関別評価で「条件付き認定」を受けた33大学、2年目は「認定」を受けた52大学がそれぞれ受審した。

● 評価基準

評価基準の策定にあたっては、大学評価の国際通用性を確保するため、主要国の機関別評価の質保証の取組みを踏まえるとともに、2011年の機関別評価の理念を引き継ぎ、PDCA モデルに対応した評価基準が策定された。4基準・14のコア指標(原語: 核心指標)(表12)で構成され、2011年の評価基準(表10)から大幅に簡素化された。評価指標に柔軟性を持たせ、大学の特色を打ち出すことを目的に、コア指標のほかに、大学独自の指標を設定することが奨励された。

また、大学の負担軽減策として、大学教育の質向上を目的とする「大学教育卓越計画」(原語: 大學教學卓越計畫)及び「トップ大学推進計画」(原語: 邁向頂尖大學計畫)の評価指標は、その性質上、機関別評価の指標と類似することから、第1期に引き続き両計画の指標と機関別評価の指標の相関表(表13)が示され、同計画への申請資料と機関別評価で求められる資料が同じ場合は、申請資料の使用を可能とした。

表12: 第2期機関別評価基準

基準	コア指標
1. 大学のガバナンスと運営	1-1. 大学自身のポジショニングに基づく大学運営発展計画と個性化計画 1-2. 大学のガバナンスの質を確保するための仕組みと実施方法 1-3. 大学自身のポジショニングに基づいた産学連携 1-4. 教育の機会均等の確保と社会的責任の果たし方
2. 大学運営資源と支援体制	2-1. 大学運営発展計画の資源計画 2-2. 教員のティーチングと学術的キャリア形成のための仕組みと実施方法 2-3. 学生の学習成果を確保するための仕組みと実施方法
3. 大学運営の成果	3-1. 大学自身のポジショニングに基づく大学運営の成果 3-2. 学生の学習成果 3-3. ステークホルダーへの情報公開の成果
4. 自己改善及び持続的発展	4-1. 内部評価、外部評価結果の活用と検討及び改善方法 4-2. イノベーション及び持続的発展のための計画と実施方法 4-3. 教職員及び学生の利益保護の方法 4-4. 財務の持続性の確保と方法

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

表13: 第2期機関別評価のコア指標と「大学教育卓越計画」及び「トップ大学推進計画」の関連表の例
(※基準1のコア指標抜粋)

機関別評価 コア指標	「大学教育卓越計画」において 対応する指標	「トップ大学推進計画」において 対応する指標
1-1. 大学自身のポジショニング に基づく大学運営発展計画と個 性化計画		
1-2. 大学のガバナンスの質を 確保するための仕組みと実施方 法		1. 大学全体の目標と年度目標 の合理性 2. その他、学内審議委員会の決 議を経た指標
1-3. 大学自身のポジショニン グに基づいた産学連携	産業と社会の発展状況に応じた 教員の教育研究奨励制度の構築	産業と社会の発展の一助となる 成果と具体的戦略
1-4. 教育の機会均等の確保と 社会的責任の果たし方		

●評価プロセス及び結果

評価のプロセスは、大学による自己評価で始まり、訪問調査を経て、評価結果が決定される。訪問調査チームは2日間の日程で訪問調査を実施する。その後、訪問調査報告書(原案)を作成し、大学への意見照会の後、評価委員会に提出する。最終的に、評価結果は評価委員会によって決定され、HEEACT 理事会の承認を得て、教育部に提出される。

評価のプロセスは、大学による自己評価に始まり、訪問調査を経て、評価結果が決定される。訪問調査は2日間の日程で構成され、訪問調査チームによって訪問調査報告書が作成される。次いで、訪問調査チームは、評価報告書(原案)を作成し、大学への意見照会を経て、評価委員会に提出する。最終的に、評価結果は評価委員会によって決定され、HEEACT 理事会の承認を得て、教育部に提出される。

評価結果は、「認定(原語:通過)」、「条件付き認定(有条件通過)」、「不認定(未通過)」の3種類があり、認定の有効期間は6年となっている。評価終了後、各大学には1年間の改善期間が与えられ、各判定に応じた措置に対応することとなる(表14)。なお、評価結果とその報告書は HEEACT のウェブサイトで公開される。

表14: 第2期機関別評価における評価結果に応じたフォローアップ

評価結果	フォローアップの内容
「認定」	各大学は自己改善計画書と実施成果報告書を HEEACT に提出。
「条件付き認定」	各大学は自己改善計画書と実施成果報告書を HEEACT に提出し、「フォローアップ評価」を受ける。これは、訪問調査報告書で指摘された問題点のみを対象とするもので、評価の結果、「認定」が与えられた場合は、6年サイクルの残存期間が認定有効期間となる。
「不認定」	各大学は自己改善計画書と実施成果報告書を HEEACT に提出し、「再評価」を受ける。再評価は、大学が評価基準に基づき自己評価報告書を提出し、改めて評価が行われる。この結果、「認定」が与えられた場合は、6年サイクルの残存期間が認定有効期間となる。

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

(c) 第3期機関別評価(原語:第三週期校務評鑑)(2023~2025年)

第3期の機関別評価は、2023年から2025年の3年間で83大学¹⁴を対象に実施されている。各年、半年ごとに、10~19校の評価が行われる。

●評価基準

第3期の評価基準は、4基準・15のコア指標で構成されている(表15)。このほか、高等教育機関の特色の伸長のため、コア指標に応じた機関独自の特色を提示すること、または、コア指標のほかに機関独自の指標を設定することが求められている。第2期の評価基準と比較すると、第2期では4つの基準の下のコア指標として言及されていた、教員の教育活動、学生の学習成果、社会的責任が、第3期では基準の名称に含まれた点が特徴的である。

表15:第3期機関別評価基準

基準	コア指標
1. 機関のガバナンスと経営	1-1. 使命、組織構造、資源計画、組織開発 1-2. 機関経営、意思決定、組織の調整と運営 1-3. 機関のガバナンスと質管理の仕組み及びその効果 1-4. 機関情報の開示とステークホルダーの参画
2. 教員の教育活動と学術的専門性	2-1. 教員の業績、評価、報酬 2-2. 教職員の採用、質、事務的支援とその運営 2-3. カリキュラムと教育の計画、レビュー、実施 2-4. カリキュラムと教育の質の評価
3. 学生と学習成果	3-1. 学部教育とその成果 3-2. 大学院教育とその成果 3-3. 一般教育及び学際的教育の評価の仕組みとその効果 3-4. 台湾及び海外の大学との協働による教育の評価の仕組みとその効果
4. 社会的責任及び持続的発展	4-1. 教育の機会均等のための実践と効果 4-2. 社会的責任のための実践と効果 4-3. 財務の持続性のための実践と効果

●評価プロセス及び結果

評価のプロセスは、大学による自己評価で始まり、訪問調査を経て評価結果が決定される。訪問調査は大学の規模に応じて1~2日間の日程で構成され(学生数1,500以上は2日、1,499人以下は1.5日、分校は1日)、この間に訪問調査チームは、評価報告書(原案)を作成し、大学への意見照会を経て、評価委員会に提出される。最終的に、評価結果は評価委員会によって決定され、HEEACT 理事会の承認を得て、台湾教育部に提出される。

評価結果は、「認定(有効期間6年)(原語:「通過-效期6年」)」、「認定(有効期間3年)(「通過-效期3年」)」、「再審査(重新審査)」の3種類があり、評価結果に応じた改善期間の間に所定の措置に対応することとなる(表16)。なお、評価結果とその報告書は HEEACT のウェブサイトで公表される。

¹⁴ 内訳は国公立大学67校、宗教研修学院8校、軍事学校6校、空中大学(オープン・ユニバーシティ)2校。

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

表16: 第3期機関別評価における評価結果に応じたフォローアップ

評価結果	評価後のフォローアップ
「認定 (有効期間6年)」	評価結果公表後2年間に改善期間とし、各大学は改善期間終了時に自己改善計画と実施状況を HEEACT に提出。
「認定 (有効期間3年)」	1. 評価結果公表後2年間に改善期間とし、各大学は改善期間終了時に自己改善計画と実施状況を、先の評価受審時に作成した自己評価報告書とともに HEEACT に提出。 2. 各大学は評価結果公表後3年目に訪問調査を受け、評価に合格すると有効期間が延長される。ここから2年後に自己改善計画と実施状況を HEEACT に提出。
「再審査」	1. 評価結果公表後1年間に改善期間とし、各大学は改善期間終了時に自己改善計画と実施状況を、先の評価受審時に作成した自己評価報告書とともに HEEACT に提出。 2. 各大学は評価結果公表後2年目に訪問調査を受ける。評価結果は、「認定(有効期間3年)」と「再審査」の2種類。 3. 「認定(有効期間3年)」となった大学は「認定(有効期間3年)」の手順へ移行。 4. 「再審査」となった大学は、再度「再審査」の手続きを行う。なお、同一サイクル内で再審査は2回まで。

(4) 台湾評鑑協会(TWAEA)による機関別評価

TWAEA は、2004年に台湾教育部の委託を受けて最初の大学評価を実施して以来、教育部の委託事業や助成プロジェクトとして、プロジェクト評価、追跡調査等の評価活動に参画しており、2010年に台湾の専門評価機関として教育部より認可を得ている。

TWAEA は、技術・職業系高等教育機関を対象に、機関別評価とプログラム評価を合わせた総合評価を実施してきたが、2017年に大学法に定められた義務としてのプログラム評価が廃止されたことを受け、教育部の委託による大学評価としては、現在機関別評価(原語:校務評鑑)のみを行っている。

機関別評価は技術・職業系高等教育機関(科技大学・技術学院・専科学校を指す。以下、本節では「機関」という。)における教育の質の保証をはじめ、継続的な自己改善の促進や特色の伸長、全学的な競争力の強化を目的としている。評価サイクルは5年と設定されている。

● 評価基準

表17: 機関別評価基準(2024~2028年)

基準	コア指標
1. ガバナンスと発展戦略	1-1. 機関の位置づけ、発展目標と発展計画 1-2. ガバナンスの質保証システムと運用 1-3. 特色ある教育運営のための計画と実施 1-4. 機関が独自に設定した指標
2. 教員の教育の質の確保と支援	2-1. カリキュラム計画の根拠、実施及び課題の検討 2-2. 教員の教育・研究(学術倫理を含む)・指導・サービス規範の策定、実施及び課題の検討 2-3. 教員の専門分野における成長及び能力向上のための支援体制 2-4. 機関が独自に設定した指標

3. 学生の学習の質の確保とアウトカムの向上	3-1. 学生の多様な能力育成のための計画、実施及び課題の検討 3-2. 道徳教育及び公民素養教育の計画、実施及び課題の検討 3-3. 学生指導に関する各種方策の計画、実施及び課題の検討 3-4. 大学院生の研究・専門能力の伸長、学術倫理、論文の質の確保のための仕組みとその運用(修士課程・博士課程に適用) 3-5. 機関が独自に設定した指標
4. 自己改善と努力	4-1. 自己改善システムとその運用(直近の機関別評価等を含む) 4-2. 機関情報の公開方法と関係者からのフィードバックへの対応 4-3. 経営効果の向上のための施策 4-4. 財務の持続性計画と外部リソースの開発効果の向上のための施策 4-5. 機関が独自に設定した指標

●評価プロセス及び結果

評価プロセスは、受審機関による必要書類の提出(自己評価)の後、訪問調査が行われる。評価報告書(案)の作成と受審機関への意見照会を経て、評価結果が決定される。評価結果は、「認定(原語:通過)」、「条件付き認定(有条件通過)」、「不認定(未通過)」の3種類があり、評価結果に対する意見申立ての手続きが整えられている。なお、認定の有効期間は5年となっている。

評価終了後、各機関は評価結果を問わず、結果公表後1年以内に自己改善に関する計画書を TWAEA に提出する必要がある。さらに評価結果に応じた措置として、「条件付き認定」の場合は要改善項目に関するフォローアップ評価、「不認定」の場合には再評価を受審しなければならない。なお、評価結果とその報告書は TWAEA 及び教育部のウェブサイトで公開される。

(5)大学評価結果の一覧サイト

HEEACT では、大学評価結果の一覧を英語で掲載したウェブサイト「Taiwan Quality Institution Directory(TQID)」を提供している。HEEACT に加え、TWAEA や他の評価機関が実施した評価結果も掲載されている。一覧は機関別とプログラム別に分かれており、閲覧可能な項目は、機関別では機関名、設置種別、所在市、認定状況、受審年、認定有効期間、評価実施機関となっており、プログラム別では機関名、設置種別、プログラム名、授与する学位(課程の種類)、認定状況、受審年、認定有効期間、評価実施機関となっている。HEEACT が実施した機関別評価については英語又は中国語の結果要旨が付されている。なお、HEEACT 及び TWAEA の各ウェブサイトに掲載されている評価結果では、評価結果報告書(中国語)を公表している。

- TQID : <http://tqid.heeact.edu.tw/index.aspx>
- HEEACT : <https://www.heeact.edu.tw/1151/1194/2785/>
- TWAEA : <https://iqas.twaea.org.tw/announcement>

(6)高等教育の国際化の関連動向:新南向政策関連

2016年6月、台湾では、ASEAN、南アジア、オセアニアの計18か国との連携強化を目的とした「新南向政策」が打ち出された。この政策を受け、台湾教育部は「新南向人材育成アクションプラン」を発表し、

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

2017年度に10億台湾ドル(約36億円¹⁵)を投じて、受入・派遣双方向の奨学金による「新南向政策」対象国の言語・産業・社会文化に精通した台湾の人材育成、各対象国における台湾進学予備コースの展開等、様々な施策を講じた。これにより、台湾で学ぶ「新南向政策」対象国からの年間留学生数は、2015年の2.8万人から、2024年には7.1万人に増加し、2016年から2024年6月までの累計留学生数は43.3万人を数える¹⁶。

2023年9月、教育部は、台湾への留学だけでなく、留学後の台湾での就労を奨励する計画「台湾留学及び残留促進実施計画(原語:促進國際生來臺及留臺實施計畫)」を発表した。2024年から2028年までの5年間で52億台湾ドル(約240億円¹⁷)が投じられる。本計画では、「新南向政策」対象国と欧米諸国に海外拠点を設置し、大学と企業が共同で設計したSTEM(科学、技術、工学、数学)分野を中心とする特別プログラムの留学生の選抜・支援を行う。留学生には、政府・企業からの奨学金・生活費・インターンシップ手当が支給される。支援を受けた留学生は、台湾政府が取り組む「強化移民政策」の推進及び台湾の産業界の要請に応えることが期待されており、留学終了後も台湾にとどまり、最低2年間、台湾で就労することが求められる。

¹⁵ 当時(2017年1月)のレート(1台湾ドル≒3.6円)による。

¹⁶ 行政院(2022)「重要施政成果 新南向政策」
<https://www.ey.gov.tw/achievement/38CB6251D7BE49D3>
行政院(2024)「2024年第2季新南向政策執行情形一覽表」
<https://www.ey.gov.tw/File/EB7FCB038630B41C>

¹⁷ 計画が発表された当時(2023年10月)のレート(1台湾ドル≒4.6円)による。

台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)の概要

名称	台湾高等教育評鑑中心基金会[財團法人高等教育評鑑中心基金會] (Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan: HEEACT)
組織の性格	台湾教育部及び台湾の153大学の協賛を得て設立された、政府から独立した公的機関
設立年	2005年
目的・役割	学術系高等教育機関の機関別評価、プログラム評価の実施をはじめ、研究や国際交流活動を通じて、評価の公平性・専門性を高め、卓越性に向けて努力し、台湾高等教育の向上に資することを目的とする。
所在地	台北(台湾)
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の運営は、理事会の監督及び諮問委員会の助言により、執行長が指揮を執る。 ・ 執行長の下に、総務・研究部門と、評価活動等を担当する質保証・プロジェクト部門が組織されている。 ・ また、執行長の下に、独立した機関として台湾医学評価委員会(TMAC)が置かれている。 ・ スタッフ90人以上、評価者4,500人以上を数える。
主な任務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育評価・質保証の推進における政府及び高等教育機関への支援 ・ 国内外の機関からの高等教育評価及び研究事業の受託 ・ 国際的な質保証機関との協力・交流の促進 ・ 政府による各種高等教育事業の戦略的立案・実施への協力 ・ その他、HEEACTの基本的価値観及び設立目的に合致する教育業務の実施
国際組織加盟状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育質保証機関国際ネットワーク(INQAAHE) ・ アジア太平洋質保証ネットワーク(APQN) ・ 高等教育ア krediteーション協議会・国際質グループ(CHEA-CIQG)
ウェブサイト	https://www.heeact.edu.tw/en/

参考文献

【第I章】

- Ministry of Education. (2024). *Education in Taiwan 2023-2024*.
- 岡村志嘉子(2003)「台湾の大学教育政策白書(全訳)」, 国立国会図書館, pp.60-80.
- 小川佳万・南部広孝(2008)「台湾の高等教育－現状と改革動向－」『広島大学高等教育研究開発センター高等教育研究叢書95』
- 城地茂(2010)「台湾の高等技術教育の法制と実態」『大阪教育大学国際センター年報』, pp.14-22.
- 劉語霏(2008)「台湾の義務教育制度改革に伴う後期中等教育の再編」『東北大学大学院教育学研究科研究報 第57集 第1号, p.112.
- 教育部(2021)「十二年国民基本教育課程綱要」
- 教育部(2023)「中華民國教育現況簡介」1. 教育制度
- 文部科学省(2013)「諸外国の教育動向」, 教育調査第148集, pp.239-241.

【第II章】

- Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT). (2009). *Self-Review Report*.
- Taiwan Assessment and Evaluation Association (TWAEA). *Core Competencies of Taiwan's TVE Universities*.
- 張嘉育(2005)「台湾の大学評価の位置づけと制度設計」『シリーズ「アジアにおける大学評価」第1回台湾における大学評価講演記録』, 大学評価・学位授与機構, pp.10-17.

【第III章】

- Chen, K. H. J. & SU, J. L. (2014). *A Comparison Study of the Self-Accreditation Systems in Taiwan and Other Three Countries/Areas in the Asia-Pacific Region*. Higher Education Evaluation and Development, 8, (1), pp. 85-104.
- HEEACT. *Annual Report 2009, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023*.
- HEEACT. (2009). *Self-Review Report*.
- HEEACT(2016)「105年度大專校院通識教育暨第二週期系所評鑑實施計畫」[2016年度大学教養教育及び第二期学科・研究科評価実施計画]
- HEEACT(2017)「107年度第二週期大專校院校務評鑑實施計畫」[2018年第二期機関別評価ハンドブック]
- HEEACT(2018)「大專校院委託辦理品質保證認可實施計畫(108年度適用)」[委託プログラム評価ハンドブック(2019年版)]
- HEEACT(2018)「大專校院自辦品質保證認定實施計畫(107-112年版)」[自己認定プログラム評価ハンドブック(2018-2023)]
- HEEACT. (2020). *Newsletter issue 2*.
- HEEACT(2024)「大專校院委託辦理品質保證認可實施計畫(113年度)」[委託プログラム評価ハンドブック(2024年版)]
- HEEACT(2024)「大專校院自辦品質保證認定實施計畫(113-118年版)」[自己認定プログラム評価ハンドブック(2024-2029)]
- HEEACT(2024)「第三週期大專校院校務評鑑實施計畫(112-114)(113年4月2日更新)」[機関別評価第三期機関別評価ハンドブック](2024年更新版)]
- LEE, L. S., WEI, Y. S. & WANG, L. Y. (2013). *Higher Education Institutional and Program Evaluation in Taiwan and the Emerging Roles of Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT)*. INQAAHE 2013 Conference.
- MU, P. T. T. (2014). *Higher Education Evaluation in Taiwan: Present State and Future Prospect*.
- TWAEA. *Vocational HEI Evaluation Project, 2009-2013*.
- TWAEA(2024)「113學年度科技校院評鑑實施計畫(1130111核定版)」[2017年度科技大学評価実施ハンドブック]
- WANG, R. J. (2014). *Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan Briefing*.
- 池俊吉(2013)「103年度大專校院自我評鑑結果審查實施計畫說明會」[2014年度大学自己評価結果審查實施計畫說明會]
- 王保進(2007)「大專校院系所評鑑作業程序」[プログラム評価手順]『評鑑』第98期 96.7 pp.7-10.
- 王保進(2010)「以-整體學校評鑑-whole-school-evaluation-為精神之大學校務評鑑」[学校全体を評価する大学機関別評価]『評鑑』第23期 99.1 pp.21-25.
- 小田格(2015)「台湾の高等教育に関する法令の概要等について」『大学評価研究 第14号』, 大学基準協会, p.149.
- 教育部(2014)「教育部補助獎勵大學教學卓越計畫及區域教學資源中心計畫實施要點」[教育部が支援・奨励する大学教育卓越

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

計画及び地域の教育資源センター計画実施要点]

- ・ 教育部(2014)「教育部補助未獲邁向頂尖大學計畫或獎勵大學教學卓越計畫之大專院校實施特殊優秀人才彈性薪資申請作業要點」[教育部が補助するトップ大学推進計画或いは大学教育卓越計画に採択されていない高等教育機関の特別優秀人材のための柔軟な資金支援申請作業要點]
- ・ 教育部(2016)「教育部試辦認定大專校院自我評鑑機制及結果審查作業原則」[大学の自己評価メカニズムと結果の審査試験的実施原則]
- ・ 教育部(2016)「新南向人才培育推動計畫」[新南向人材育成推進計画]
- ・ 教育部(2017)「教育部試辦認定科技校院自我評鑑機制及結果審查作業原則」[科技大学の自己評価メカニズムと結果の審査試験的実施原則]

■参考ウェブサイト

- ・ 教育部「113学年度大專校院一覽表」
<https://udb.moe.edu.tw/ulist>
- ・ 教育部「大學評鑑辦法」[大学評価方法]
<https://edu.law.moe.gov.tw/LawContent.aspx?id=FL041732#lawmenu>
- ・ 行政院「十二年國民基本教育實施計畫」
<https://www.ey.gov.tw/upload/relfile/27/83577/904b0a6c-8596-4494-a4b3-e6f8d6f64627.pdf>
- ・ 行政院「中華民國統計資訊網」
<https://www.stat.gov.tw/Statistics.aspx?n=2975&CaN=291>
- ・ 法務部「学位授予法」(中国語)
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0030010>
- ・ 「Degree Conferral Act」(英語)
<http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=H0030010>
- ・ 法務部「私立學校法」[私立学校法](中国語)
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0020001>
- ・ 「Private School Law」(英語)
<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0020001>
- ・ 法務部「專科學校法」[専科学校法](中国語)
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0040001>
- ・ 「Junior College Act」(英語)
<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0040001>
- ・ 法務部「高級中等教育法」
<http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawContent.aspx?PCODE=H0060043>
- ・ 法務部「大学法」(中国語)
<http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=H0030001>
- ・ 「University Act」(英語)
<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=H0030001>
- ・ 台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)
<https://www.heeact.edu.tw/en/>
- ・ 台湾医学院評鑑委員會(TMAC)
<https://www.heeact.edu.tw/tmac-en/>
- ・ 台湾評鑑協會(TWAEA)
<https://www.twaea.org.tw/>
- ・ 中華工程教育学会(IEET)
<https://www.ieet.org.tw/Pages/index.aspx>
- ・ 中華民國管理科学学会(CMA)
<https://www.management.org.tw/>

BRIEFING ON TAIWAN:

Quality Assurance in Higher Education

- 米国ビジネススクール協会(AACSB)
<https://www.aacsb.edu/>
- 公衆衛生教育審議会(CEPH)
<https://ceph.org/>
- 米国連邦教育省 National Committee on Foreign Medical Education and Accreditation
<https://sites.ed.gov/ncfmea>
- 高等教育アクリディテーション協議会・国際質グループ(CHEA-CIQG)
<https://www.chea.org/council-education-public-health>
- 世界医学教育連盟(WFME)
<https://wfme.org/>

- 『評鑑』第8期 96(2007).7
<https://www.heeact.edu.tw/1151/1165/43078/50541/50574/>
- 『評鑑』第23期 99(2010).1
<https://www.heeact.edu.tw/1151/1165/43078/50507/50532/>
- 『評鑑』第67期 106(2017).5
<https://www.heeact.edu.tw/1151/1165/43078/43080/43419/>
- 『評鑑』第69期 106(2017).9
<https://www.heeact.edu.tw/1151/1165/43078/43080/43423/>
- 『評鑑』第107期 113(2024).1
<https://www.heeact.edu.tw/1151/1165/43078/43087/58617/>